

告示

埼玉県告示第八百五十五号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一トリツ	03A054895 03A054900	六	船舶	平成二十八年四月一日 平成二十八年六月三十日
五トリツ	03B011515 03B011534	二十	船舶	平成二十八年四月一日 平成二十八年六月三十日
一〇トリツ	03C101236 03C101221	十六	船舶	平成二十八年四月一日 平成二十八年六月三十日
五〇トリツ	03F032460 03F032458	三	船舶	平成二十八年六月三十日 平成二十八年四月一日
一〇〇トリツ	03G078652 03G078651	二	船舶	平成二十八年六月三十日 平成二十八年四月一日

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称

東京都江東区夢の島三
株式会社夢の島マリンサービス 本社営業所

免税証を交付した事務所

埼玉県自動車税事務所

亡失年月日

平成二十八年六月一日